

「障害者差別解消法」施行に伴う

障害学生に関する

紛争の防止・解決等事例集

令和3年度収集事例



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

はじめに

令和4年3月

平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、国公立、私立を問わず、すべての大学等において、不当な差別的取扱いの禁止が義務化されました。また、合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は義務、私立大学等は努力義務とされていましたが、令和3年6月に公布された改正法により、私立大学等も義務となり、この改正法は公布より3年未満のうちに施行されることとなりました。

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、障害者差別解消法の下での紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうために、参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的に、平成28年度から、障害者差別解消法に関する対応状況調査並びに紛争の防止・解決等の参考となる事例の収集(以下「本調査」という。)を実施しています。本調査にご協力いただいております高等教育機関、相談機関等の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

本調査において各大学等から提出いただいた具体的事例については、これらを分析して公表し、さらに蓄積、普及していくことで、各大学等における紛争の防止や解決に向けた一助となることを期待しております。高等教育機関や相談機関等の関係の皆様におかれましては、合理的配慮を行なう際などにおける参考資料として、本事例集をぜひご活用いただきますようお願いいたします。

日本学生支援機構学生生活部
障害学生支援課

目次

「紛争」等の概念について..... |

事例紹介

○大学・短期大学・高等専門学校的事例

視覚障害.....3

聴覚・言語障害.....7

肢体不自由.....11

病弱・虚弱.....15

重複.....21

発達障害.....29

精神障害.....47

その他の障害.....57

○相談機関の事例.....61

協力者会議.....63

索引（支援の場面別）.....65

「紛争」等の概念について

紛争とは

障害学生支援の場で「紛争」という言葉を聞くと、例えば非難応酬などの感情的にこじれてしまったトラブルや、裁判などの大きな揉め事をイメージする方もいるかもしれません。しかし、本調査における「紛争」の概念は、そのイメージとは異なります。本調査では、大学等と学生等とが対立した状況で、自己の利益の実現のため、相互に要求と拒絶を行なっているプロセスを、「紛争」と理解します(注)。例えば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学がコストを理由にその要求を受入れない状況(対立した状況)で、学生と大学が一步も譲らず、エレベーターの設置に関して相互に要求と拒絶をしているプロセスが「紛争」です。

建設的対話とは

これに対して、「建設的対話」とは、学生の抱える困難を解決するため、大学等と学生等がお互いに協調するプロセスをいいます。例えば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学はコストを理由にその要求を受入れず、学生の困難を解消する代替案として教室変更措置を提案したとします。学生は、その提案を納得して受入れるも、教室変更措置に加え、必要に応じてインターネット中継を実施することも希望し、大学がそれを受入れる、といったプロセスが「建設的対話」です。ここでは、双方の意向と事情が考慮に入れられつつ、学生の困難の解決に向けた協力がなされています。

紛争をコントロールする

大学等が、学生からの申し出を受け、話し合いをするプロセスでは、「紛争」の側面と「建設的対話」の側面が混在することがあります。そのような場合、「紛争」を適切にコントロールし、「建設的対話」を図ることにより、学生も納得できる合意の形成を目指すことが、大学等に求められます。また、大学等が、「紛争」が継続し全面に出ることを防止し、「建設的対話」による相互理解に努めることは、感情的にこじれる事態や裁判に「紛争」がもちこまれる事態などを防ぐうえでも重要です。それらの事態の解決に要するコストは決して小さくありません。

紛争の防止、解決

たしかに、大学等と学生等との話し合いの場で、一時的・局所的な「紛争」が発生するのは、ある意味では仕方がないことかもしれません。しかしながら、学生の機会の平等の点からも、大学等のリスクマネジメントの点からも、「紛争」の継続化・全面化(対立した状況において要求と拒絶のプロセスが長期間継続し、話し合いの場が「紛争」一色に染まること)を防止する必要性は高いといえます。

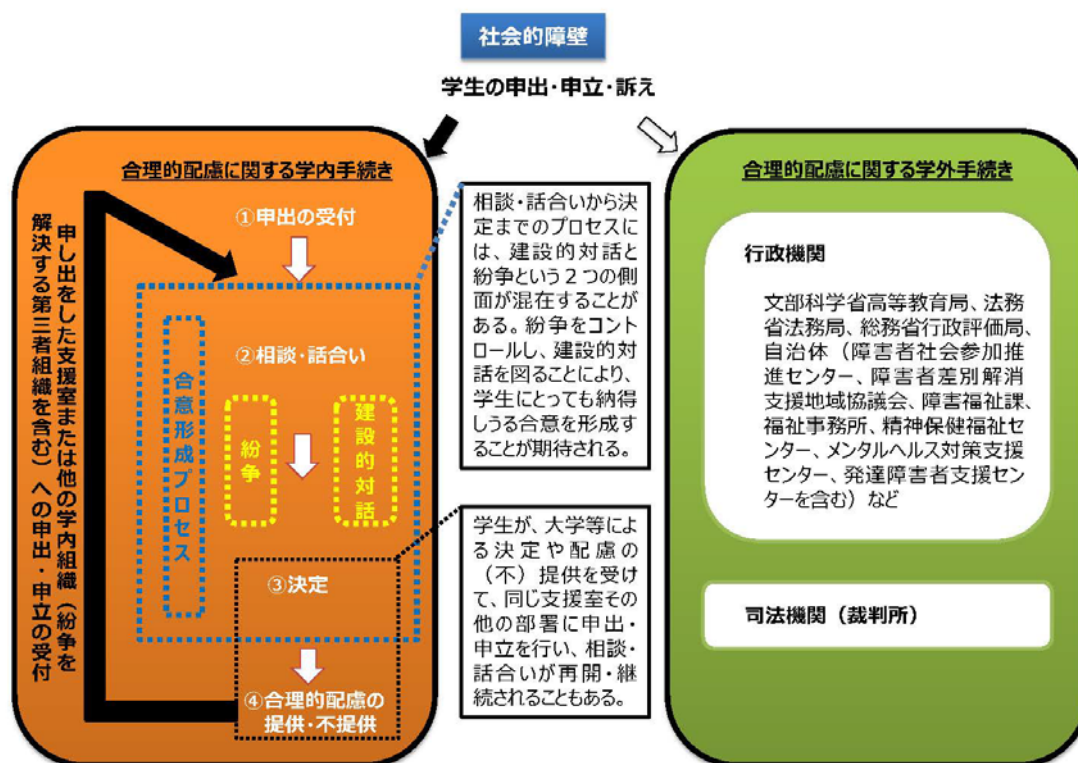
そのような意味での「紛争の防止」に役に立つ情報を収集し提供するものが、本調査の目的です。加えて、継続化・全面化してしまった「紛争」が学内でどのように解決されているか、また裁判所を含む学外機関に「紛争」がもちこまれた場合に、それがどのように解決されているか、という意味での「紛争の解決」に関する情報を収集し提供することも、本調査の目的です。

(注) 例えば、六本佳平『法社会学』(有斐閣、1986年)では、「『紛争』とは、①具体的かつ特定の行為主体の間における、②生活上の真剣な利害の対立に基づくあらしである、③相手方の行為自体に対する働きかけを伴う直接的なあらしであり、(③を意味の次元でとらえれば)要求とその拒絶という伝達を伴うあらしである」と記されています。

※「障害者差別解消法」及び合理的配慮の提供についての詳細は、以下の内閣府ウェブサイト障害を理由とする差別の解消の推進ページでご確認ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

合理的配慮の提供をめぐる紛争発生についての概念図



事例紹介 視覚障害

○弱視

事例 No.2155(弱視)勉強するための個室を用意し、個室の鍵は終日貸してほしい……………4

事例No.2155(弱視) 勉強するための個室を用意し、個室の鍵は終日貸してほしい

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:3、障害種:視覚障害(弱視)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) その他
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施なし
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:勉強する個室を用意してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮を提供した

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:当該学生が定期的に利用しているため

申し出内容2:勉強する個室の入り口のカギを利用日終日貸してほしい。

配慮の不提供を決定した

不提供の理由:D:過重な負担（事務・事業への影響の程度）

不提供の経緯、具体的理由:提供した個室が図書館にあり、終日鍵を預けることは施設・設備についての保全と責任上難しいため、利用時だけの鍵の受け渡しとした。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例紹介 聴覚・言語障害

○難聴

事例 No.2004(難聴) 卒業研究の評価方法に関する配慮、対応が遅いと申し立て…………… 8

事例 No.2068(難聴) 授業のパソコンテイクに経験値の高いテイカーの配置を希望…………… 10

事例No.2004(難聴) 卒業研究の評価方法に関する配慮、対応が遅いと申し立て

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:その他

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000~9,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:3、障害種:聴覚・言語障害(難聴)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:卒業研究に着手する必要条件について、障がい考慮した評価方法を検討して欲しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:卒業研究に着手するためには、英語の外部検定試験において得点基準をクリアすることが必要だったが、当該学生については、基準点は他の学生と同等だが、ヒアリングは対象とせず、リーディングの得点を2倍とすることで評価した。

事後評価:ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細:提示した得点方法に納得したが、提示のタイミングが遅いと本人と家族が感じた。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:提示された評価方法には納得したが、提示のタイミングが遅く準備期間が不足した。

必要条件を満たす期限の延長と、得点に達しなかった場合の配慮を検討して欲しい。

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門(学部、担当教員等)

申し立てへの対応手順:障害学生支援部署を通して、本人と家族の意向を所属部局へ相談に行った。

申し立てへの対応内容:必要条件をはかる受験の機会確保の努力と、受験に向けての努力を行ってくださいと伝えた。

学生の反応の具体的内容:学生は必要条件を満たすために努力を行った。家族の不満が残った。

その後の経過、課題等

その後、学生は必要条件をクリアした。学生は、不満もあるものの卒業研究に着手できることに安心された。しかし、本人の不安を受け止めていた家族の不満が大きく、所属部局との話し合いを希望された。

障害学生支援部署より所属部局に相談を行い、話し合いの日程調整を行った。しかしながら、新型コロナの蔓延によりご家族より中止の申し出があった。話し合いのセッティングをする中で、別件では、大学が本人に親身に関わっていたことをご家族が知り、安心したことも要因の1つかもしいない。

学生が求めている内容がかなえらえるタイミングについて、あらかじめ相互理解しておく必要があったと考える。

事例No.2068(難聴) 授業のパソコンテイクに経験値の高いテイカーの配置を希望

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:大学院、障害種:聴覚・言語障害(難聴)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者) 教務担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

・特にフォローアップは行っていない

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:授業時の情報保障(研修を受けた支援者によるパソコンテイク)

提供した配慮:学校が提案した配慮=研修を受けた支援者の提供に課題があり、学部生も含めた支援者(有償)を募り支援

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:授業時に支援者がパソコンテイクによる情報保障を提供している。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:より経験値のあるパソコンテイクによる支援を考えていたため

申し出内容2:正規授業以外での関連活動に関わる情報保障

提供した配慮:学校が提案した配慮=当該学生が参加を希望するプログラムについて、可能な範囲で情報保障の提供について継続的に検討を図る。また、その他大学が支援可能な情報保障についての支援体制の検討を進める。

配慮内容決定時での合意形成:できなかった

提供した配慮の具体的内容:実際に具体的な事例が発生せず、配慮支援の提供は無かった。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:学生は全ての活動について大学による情報保障を希望していたわけではないが、どこまでできるかとの質問があった。状況にもよるため、大学としては、その都度、学生との建設的対話によって、できる最大限の範囲で配慮の提供について決定している。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例紹介 肢体不自由

○他の機能障害

事例 No.2250(他の機能障害)別室受験、車椅子利用、専用机の持込、付添同伴等 …………… 12

事例No.2250(他の機能障害) 別室受験、車椅子利用、専用機の持込、付添同伴等

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000~4,999人

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学を除く)、年次:1、障害種:肢体不自由(他の機能障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 入試担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加 試験の評価、単位取得、卒業要件等
キャリア教育、就職活動 通学、トイレ・食事介助、教科書等の準備、学内移動

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者): 入試担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・特にフォローアップは行っていない

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:試験会場の条件：基礎疾患があるため、新型コロナ等の感染症予防として別室受験希望、1階もしくはエレベーターがある校舎、障害者用トイレの近く、人工呼吸器の電源のためコンセント確保、電動車いすに対応した机の持込み

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:条件の合う会場に机を持ち込み、別室受験となった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:前期日程の後、後期日程についても出願をし、同支援によって受験したため

申し出内容2:付添者(保護者)の同伴について：試験棟近くまで乗用車で入構許可、試験室までの移動、トイレ・休憩等の介助、筆記用具等の準備

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:付添者がすぐに対応できるよう、試験室近くに控え室を用意し、待機してもらった。休憩時間毎に付添者が試験室に入室することを認め、身の回りのサポートや昼食介助を行った。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:希望に沿った対応となったため

申し出内容3:入学後、修学上の配慮等について相談したい。高校と同等の配慮（実験等は役割分担してもらい、自力で出来る範囲で参加）を希望している。

提供した配慮:学校が提案した配慮=定期試験の個室対応や、座席配慮など対応可能なものもあるが、入学希望学科では、実験や実習が必須であるため、単位取得が難しいことを説明した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:入学希望学科の教員が丁寧に入学後の授業内容や単位取得等について説明し、本人が興味を持っている分野はバイオ系学科でも行えること、実習等が必須ではなければ単位も取得しやすいことから、他学科(他大学)という選択肢もあることを補足し、本人の希望を叶える方法についての提案を行った。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:予定通り受験し、その後については他の選択肢も含め、改めて検討するとのことだった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

入学に至らなかった。

事例紹介 病弱・虚弱

○内部障害等

事例 No.2160(内部障害等) 感覚過敏、ノートの筆記への配慮、障害特性への理解…………… 16

事例 No.2244(内部障害等) 学校が提供したタブレット用アプリが希望と違った…………… 18

事例No.2160(内部障害等) 感覚過敏、ノートの筆記への配慮、障害特性への理解

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000~4,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:1、障害種:病弱・虚弱(内部障害等)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:感覚過敏(音や声)への配慮

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:聴覚過敏等による体調不良で退出する時、教員の許可を得ずに、本人自ら退室できるように対応。また、体調が良くなったときにも同様に、教員の許可を得ずに、入室できるように対応。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容2:ノートへの筆記に関する配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:授業中、当該学生が板書やスライド等をノートに書き写すことができなかつた場合、下記のように対応。

- ①黒板を消す時間を遅らせ、一定時間板書を残して書き写すことができるようにする
- ②板書やスライド等の情報をレジュメ等の紙媒体で提供
- ③スマホで板書内容の撮影許可 など

事後評価:ニーズを満たせなかつたが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容3:障がいへの共通理解

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:障がいによりできない動作を、配慮依頼文書を通して授業担当教員へ周知。

事後評価:ニーズを満たせなかつたが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかつた

その後の経過、課題等

前期が始まって困りごとがないかオンラインで連絡をとったがレスポンスがなく、前期終了時のモニタリング時に確認すると「忘れていた」とのこと。モニタリング時に実施したアンケートではネガティブな回答が多く、自由記述欄には「腕が痛い」等の短文しか書かれていなかったため、本人と連絡をとってゆっくり話を聞いてみると、満足度が低かつたのはリモート授業への対応が難かつたことが原因と思われ、配慮には概ね満足している印象ではあつた。後期に対面授業が再開してからのアンケートでは満足度が高い。

事例No.2244(内部障害等) 学校が提供したタブレット用アプリが希望と違った

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000~9,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:1、障害種:病弱・虚弱(内部障害等)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった 当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:タブレット及びタッチペンを使用しての受験

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:受験時における配慮申請を基に、志願学部教職員の教職員及び障がい学生支援室の教職員による検討会を開催し、本人の申請通り配慮内容を決定した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:希望の配慮申請通りに配慮提供を行ったが、タブレット使用の受験だったこともあり、申し出の際には特にアプリの指定はなかったため、学校が用意したアプリには、学生が普段使用しているアプリ等と異なる点があった。使用するアプリが完全一致ではなく同等の機能を持つ別のものであったことから、学生から変更を希望する旨連絡があったが、受験前日であったため、対応が困難であった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:受験時に使用するタブレット内のアプリが、学生が普段使用しているアプリと異なり、アプリの変更を希望していたが、受験前日だったこともあり、対応ができなかった。

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署

申し立てへの対応手順:配慮提供にあたって動作確認等をした際、学生本人から申し出があった。学生の申し出により、関係部局に対応検討を依頼したが、申し立てが受験前日で時間的制約があり、対応が困難となった。

申し立てへの対応内容:タブレットの動作確認及び使用手順を確認し、提供したアプリの使用を依頼した。

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容:普段使用しているアプリではないものの、同等の動作が可能なアプリでの配慮提供だったこともあり、その後問題なく修学している。

その後の経過、課題等

合理的配慮申請の配慮内容として、具体的な希望（今回の事例では、希望するアプリの名称等）を確認する必要があった。希望を確認した上で、希望通りの配慮を行うか又は対応が困難となるのか、協議する上での時間的制約を受けないよう、申請時期等の見直しを含め、対策していくこととする。

事例紹介 重複

事例 No.2000 試験のレポート代替が本質的変更にあたるという理由を知りたい……………	22
事例 No.2019 対面授業を遠隔受講して単位取得できるようにしてほしい……………	24
事例 No.2161 座席の指定、重要事項文書伝達、授業内容の情報保障、欠席配慮等……………	26

事例No.2000試験のレポート代替が本質的変更にあたるという理由を知りたい

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:その他

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学を除く)、年次:3、障害種:重複

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

試験の評価、単位取得、卒業要件等 通学

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:記載なし
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:記載なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

障害により、新型コロナウイルス感染症に関する易感染性がある。また、鬱や起立性調節障害もある。感染リスクの点に加え、起床時間の調整が難しいことから、通学が困難である。そのため、対面試験を全てレポート提出に代替して欲しい。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:対面試験全てをレポート評価に代替すること

提供した配慮:学校が提案した配慮=別室での対面試験実施

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:期末試験において、別室を用意した。
(2020年度末の調整のため、試験実施は2021年度7月末以降)

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:別室受験に関して前向きに取り組もうとしているため

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:定期試験の実施(レポートの代替不可)の理由として、大学側は教育の本質の変更不可を挙げているが、どういう考えによるものか改めて確認したい。

申し立てへの対応に関わった部署:教育部門(学部、担当教員等)

申し立てへの対応手順:担当コーディネーターから学部に回答依頼を行い、学部より回答を行っていただいた。

申し立てへの対応内容:レポート代替をしない理由を改めて伝えた。

(国家試験や関連試験が全て対面で実施されることとの整合性の確保、及び専門的な知識が要求されること(学部のディプロマシーポリシーや各科目のシラバスより))

対応に関する学生の反応:不明、未確認

学生の反応の具体的内容:特になし

その後の経過、課題等

記載なし

事例No.2019対面授業を遠隔受講して単位取得できるようにしてほしい

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:2,000~4,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:1、障害種:重複

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 教務担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者): 教務担当部署 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・特にフォローアップは行っていない

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:試験（定期試験・小テスト）時間について、可能な場合は1.5倍程度延長してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮
配慮内容決定時での合意形成:できた
合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない
提供した配慮の具体的内容:記入なし
事後評価:記入なし
事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容2:レポートの提出について指示が出た際には、授業が終わった直後又は後日教員室に相談に伺うので、可能な場合は、レポート提出期限を延長してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮
配慮内容決定時での合意形成:できた
合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない
提供した配慮の具体的内容:記入なし
事後評価:記入なし
事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容3:発表課題について指示が出た際には、授業が終わった直後又は後日教員室に相談に伺うので、可能な場合は、教員と1対1で行うことを許可してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮
配慮内容決定時での合意形成:できた
合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない
提供した配慮の具体的内容:記入なし
事後評価:記入なし
事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容4:授業・試験中の遮光眼鏡の使用を許可してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮
配慮内容決定時での合意形成:できた
合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない
提供した配慮の具体的内容:記入なし
事後評価:記入なし
事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容5:両手及び両手首の運動機能が低下しており、一人で生活を送りながら勉強を継続することが困難なことから、面接授業においても実家にて遠隔で単位修得できるように支援していただきたい。

配慮の不提供を決定した
不提供の理由:E.過重な負担（実現可能性の程度）
不提供の経緯、具体的理由:コロナ禍においては全学的に遠隔授業を実施したが、期間（2～3週間）を設けてのことで、試験は対面で実施した。当該学生の申し出は、卒業するまでの全ての授業と試験を遠隔でということだったので、履修する科目の全てを遠隔形式で提供することは、過重な負担と判断。本人と保護者にその旨を説明し了解を得た。
配慮内容決定時での合意形成:できた
合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた
提供した配慮の具体的内容:当該学生はその後今年度末まで休学することになったため、授業の代替措置等を行っていない。
事後評価:記入なし
事後評価の理由・詳細:記入なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.2161座席の指定、重要事項文書伝達、授業内容の情報保障、欠席配慮等

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000~4,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:重複

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:座席の優先指定について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:授業や試験での指定座席は、最前列で出入り口に近い座席を確保できるように対応。また、当該学生から座席の相談があれば授業担当教員が対応。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容2:重要事項等の伝達方法について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:提出課題の期限や内容、授業の準備物などの重要事項を伝達する際には、次のように対応。

- (ア) 口頭のみでの伝達を避け、文書（メール、板書、配付物等）で可視化して伝達。
- (イ) その他 ①メモを取るべき重要事項であることを全体的に（個別的にはしない）伝える
 - ②あいまいな表現を避けた具体的な指示・説明
 - ③聞き逃し等があることに留意して、授業後の個別の質問等に対応

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容3:授業内容の情報保障等について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:講義中に板書やスライドで提示した情報を復習等に使用できるようにする方法として、下記の内容を授業担当教員が各授業の特性に応じて可能な範囲で配慮。

- ①スライド等のレジュメを紙媒体で提供
- ②板書内容の撮影許可またはICレコーダーでの録音 など

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容4:ストレスを強く感じた際の退室の許可

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:体調不良で退出する時は、教員の許可を得ずに、当該学生自ら退室できるように対応。体調が良くなったときにも同様に、教員の許可を得ずに、入室できるように対応。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容5:欠席時に関する配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:当該学生が合理的配慮の事由により欠席した場合、本学の教務規定に基づいて授業担当教員が配慮を行った。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例紹介 発達障害

○ADHD

- 事例 No.2064(ADHD) 授業の録音・録画、ノートテイクログの提供を教員が不許可30
- 事例 No.2127(ADHD) 障害があることをクラスメートに知られずに配慮を受けたい32
- 事例 No.2178(ADHD) 確実な情報伝達がなく試験を受験できなかったと申し立て34

○ASD

- 事例 No.2067(ASD) オンライン授業配慮が提供されない状況が改善されていない36
- 事例 No.2084(ASD) 配慮(授業、課題変更の事前連絡)が一部提供されなかった39

○発達障害の重複

- 事例 No.2131(発達障害の重複) 配慮への理解が進まない授業担当教員への対応41
- 事例 No.2181(発達障害の重複) 出願書類拡大、試験時間延長、残り時間文書伝達43
- 事例 No.2185(発達障害の重複) 課題テーマの具体化、見本・テンプレートの提示46

事例No.2064(ADHD) 授業の録音・録画、ノートテイクログの提供を教員が不許可

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):理学、年次:1、障害種:発達障害(ADHD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1: (オンラインの場合)

- ・Moodleとメールの両方で連絡をする

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

合意形成できたと考える根拠: こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容: 記入なし

事後評価: ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細: 基本的には、eラーニングシステムで必要な情報を提示しており、教員からの連絡がないことが多かったが、数人の教員からはメール等で直接の連絡も得られた。

申し出内容2: 授業内容の情報保障を行う

- ・口頭で説明する内容の資料配布
- ・重要情報を視覚的に提示
- ・授業の録画や録音の許可
- ・ノートテイクの配置

提供した配慮: 学校が提案した配慮=授業の録画・録音の許可については配慮不提供、それ以外の配慮は実施した。

不提供の理由: E. 過重な負担 (実現可能性の程度)

不提供の経緯、具体的理由: 配慮申請を受け、専門家 (臨床心理士の資格を持つ教員) を交えて提供する配慮について検討したところ、授業の録音・録画は配慮として妥当ということになり、その方向で配慮願を作成して授業担当教員に渡したが、教員は合理的な理由を説明しないまま (記録として残るのが嫌だとのこと) 録画・録音を認めなかった。また、ノートテイクの配置についてもログの提供を認めなかった。最終的な判断は教員がするため、不提供となった。

配慮内容決定時での合意形成: できた

合意形成できたと考える根拠: 記入なし

提供した配慮の具体的内容: 録画・録音以外の配慮の実施、および授業中のみのノートテイクが実施された。

事後評価: ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細: 授業の録音・録画の不提供も含め、配慮内容決定時には建設的対話を通じて学生と合意形成できていたが、学期末のモニタリングでは、当該授業で録画・録音、ノートテイクのログがないことによって「困った」との聞き取りが得られた。配慮内容決定時には、どうしても教員の理解が得られないことがわかったため不満を持ちながら合意したものの、納得していたわけではなかったことがわかった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て: なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.2127(ADHD) 障害があることをクラスメートに知られずに配慮を受けたい

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:2,000~4,999人

対象学生

学科(専攻):教育、年次:1、障害種:発達障害(ADHD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 学生相談部門
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者): 教務担当部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:指示は明確にしてほしい。できれば個別に対応してほしい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:学生の申し出に則した配慮依頼文を作成し、授業担当教員に配布した

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:学生はクラスメートに知られることを望まず、教員も個別対応することは困難な面があった。令和2年度は対面授業が少なかったこともあり、学生に困った様子は見られなかった。

申し出内容2:板書を書き移すことが遅いため、写真撮影を許可してほしい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:板書に時間がかかるため、必要に応じて写真撮影することを認めた。

学生はクラスメートに黒板の写真撮影の理由が、学生の障害にあるということを知られなくなかったので、そのことを知られないような配慮を依頼した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:授業担当教員が、学生の障害の話をせずに板書の写真を撮ることを許可するのはかなり困難な状況だったが、対面授業が少なかったこともあり、令和2年度は写真を撮る場面はほとんどなかった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.2178(ADHD) 確実な情報伝達がなく試験を受験できなかったと申し立て

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:進級時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000~9,999人

対象学生

学科(専攻):理学、年次:2、障害種:発達障害(ADHD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門

・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:口頭での指示では聞き逃したりしやすいため、重要事項等は板書または文書で提示してほしい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:授業において、教員には重要事項を板書または文書で確実に伝達するよう、配慮依頼文書に記載し、学部から通知した。

事後評価:ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細:希望どおりの配慮をするよう教員に通知したが、申し立てが行われたため

申し出内容2:気分の波が激しく、集中力維持も難しいため、課題の取り組みに時間がかかることがある。

したがって、課題の提出締切を延長してほしい

提供した配慮:学校が提案した配慮=すべて自動的に課題の提出締切を猶予するのではなく、本人の申し出に応じて、猶予することとした。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:本人の申し出があった場合に、成績評価期限等に支障のない範囲で、課題の提出締切を延長してほしい旨、配慮依頼文書に記載し、学部から通知した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:特に不満等の話は出ていないため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:教育部門（学部・学科、担当教員等）

申し立て内容:試験が行われることに気づかず、受験できなかった。確実に情報伝達してくれなかった。追試や代替措置をしてほしい。

※通常学期末に試験は行われる予定だったが、学期後半からオンライン授業に切り替わることが決まっていたため、対面授業期間中に試験を実施した。

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門（学部、担当教員等）

申し立てへの対応手順:授業担当教員から、障害学生支援部署に連絡が入り、教員とともにどう対応すべきか話し合った。

申し立てへの対応内容:「板書や文書等で情報伝達を行ったか」を授業担当教員に確認したところ、「授業中は口頭でのみの指示、加えて学習管理システムには文書で、試験日時、場所等を記した」との回答であった。学習管理システムを確認しなかった本人の非はあるものの、授業中に学生が聞き逃した可能性もあることから、本人の希望どおり、レポート課題を課す代替措置を行った（オンライン授業実施期間だったため、追試が不可）

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容:代替措置の課題に取り組み、提出して、単位取得できたため、不服は収まっている。

その後の経過、課題等

その後、授業担当教員が、試験日等をアナウンスした日の出欠を確認したところ、当該学生は欠席していた。

授業に参加していなければ、そもそも口頭指示を聞くこともできず、学習管理システムも確認していなかった本人に非があることが明らかとなった。代替措置等の対応後であったため、代替措置を取りやめることはしなかった。

今後は、授業に参加していない状況では希望する配慮がなされることはない旨、当該学生に説明した。

事例No.2067(ASD) オンライン授業配慮が提供されない状況が改善されていない

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:4、障害種:発達障害(ASD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門 就職支援部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:症状による授業の遅刻・欠席・途中離脱があった場合、配布資料の後日受け取りや課題の後日提出を認めてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:配慮支援担当部署より、配慮支援内容記載の文書を配付、授業担当教員が受け取り内容を確認。

本人の申し出を配慮支援担当部署より授業担当教員に連絡、授業担当教員が課題提出日を調整。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:本人からの申し出を授業担当教員に伝え、本人の希望通りの配慮提供がなされた。

申し出内容2:症状悪化により授業受講に集中できないため、授業（動画）の録画・録音を認めてほしい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:配慮支援担当部署より、配慮支援内容記載の文書を配付、授業担当教員が受け取り内容を確認。

事後評価:不明

事後評価の理由・詳細:ニーズを満たせたかどうかの確認ができていない。

申し出内容3:授業資料や板書における蛍光色や多数の字体(フォント)の使用を避けてほしい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:配慮支援担当部署より、配慮支援内容記載の文書を配付、授業担当教員が受け取り内容を確認。

授業担当教員も申し出事項に極力配慮し授業資料等作成。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:配慮支援文書配付後も改善されていない教員がいる旨学生より報告があった。

申し出内容4:オンライン双方向授業時におけるマイク・カメラオフでの出席を認めてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:配慮支援担当部署より、配慮支援内容記載の文書を配付、授業担当教員が受け取り内容を確認。

学生本人からの訴えに応じ、再度当該授業担当教員に文書配付。

事後評価:ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細:学生より、「強要はされないが、毎回教員からマイク・カメラオンの呼びかけがあり苦痛」と訴えがあった。

申し出内容5:(心因性の)首・喉の圧迫感で発声が難しいため、発言・発表について担当教員と相談させてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:配慮支援担当部署より、配慮支援内容記載の文書を配付、授業担当教員が受け取り内容を確認。

授業担当教員とメールや対面で情報共有し当該学生への対応について確認。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:当該授業の教員との綿密な情報交換等により、当該学生のニーズが適時・的確に担当教員へ伝えられ、学生が求める支援が教員より提供されていた。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:既に配慮支援を申し出た「オンライン双方向授業時におけるマイク・カメラオフで出席の許可」について、授業担当教員に文書を通じて配慮支援を依頼しているにもかかわらず、一部改善されていない。

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署 教育部門（学部、担当教員等）

申し立てへの対応手順:訴え（申し出）を受け、改めて学生本人から聞き取り。本人の希望により当初教員に配付した文書の改訂版を所定の委員会にて審議・承認後、授業担当教員に再配付。

申し立てへの対応内容:本人の希望により、既に発行済みの文書に別の追加事項を追記し再発行する際に、上記申し立ての部分についても文字を強調し表記。

所定の委員会にて審議・承認し対象授業の担当教員に文書配付。

学生の反応の具体的内容：上記申し立てについてその後特段の不満・苦情を申し立てたわけではないが、別の症状や配慮についても度々相談があり、文書の追記・改訂版の発行や授業担当教員への連絡の依頼があった。

その後の経過、課題等

演習など授業担当教員と障害学生支援部署との連携により本人に必要な支援を提供、単位修得につながった科目等もあったが、心身の不調が続き、今年度（令和3年前期）休学となっている。

コロナ禍やオンライン授業といったこれまでにない状況や授業形態等の中で、何を、どこまで提供することが「合理的配慮」なのか（実質の提供者となる教員の理解を得られるか）については、試行錯誤であったため、今後の検討が必要かもしれない。

事例No.2084(ASD) 配慮（授業、課題変更の事前連絡）が一部提供されなかった

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科（専攻）:人文科学、年次:大学院、障害種:発達障害（ASD）

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署（者） 障害学生支援部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書（様式）:無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者) :障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:①授業や課題など変更がある場合には、事前に連絡をして欲しい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:授業等の場面で、授業担当教員が、課題などで変更がある場合には具体的な連絡を事前に行う。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:学生本人の意向を聞き、教育組織との検討を通じて了承が得られた。学生が提案内容を受け入れていた。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:決定した配慮依頼内容が実際に提供されない授業があった

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署 教育部門（学部、担当教員等）

申し立てへの対応手順:学生の申し立て内容について聞き取りを行った。

詳細を聞き、担任教員との連絡を図り、教育部門への確認を依頼した。

該当授業の授業担当教員に現状を確認し、配慮を提供することができなかったことを確認した。

改めて、障害学生支援部署、教育部門（担任・該当授業担当教員）、該当学生との4者で面接を行った。

申し立てへの対応内容:障害学生支援部署が調整し、4者で建設的対話の機会を設定した。

合理的配慮が提供されなかったことについて確認し、以後の対応を検討した。

それぞれの立場から意見を出し合い、変更の事前連絡が難しい場合などの代替案を検討した。

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容:建設的対話の後には、特に申し立てではなく、継続面接では不満等も聞かれない

その後の経過、課題等

その後は申し立てなどはなかった。

合理的配慮提供後の状況について、面接等で確認する機会を定期的に持てればよかった。

事例No.2131(発達障害の重複) 配慮への理解が進まない授業担当教員への対応

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:進級時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:2,000~4,999人

対象学生

学科(専攻):教育、年次:4、障害種:発達障害(発達障害の重複)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 学生相談部門
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者): 教務担当部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:授業を受けるには困難なことが複数あり、そのことを理解してほしい。

- ・授業中において、視覚過敏・聴覚過敏等への配慮をしてほしい
- ・パニック発作への配慮（無断退室の許可等）をしてほしい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:大学側で具体的な配慮内容を記した依頼文を作成し、学生が授業前に教員に直接手渡した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:授業担当教員が実行するには難しい配慮内容があった。
指導教員や大学側が、学生の要望に沿うよう検討を重ねたことに対して納得してくれた。

申し出内容2:SNSを用いた集団でのコミュニケーションが苦手なので、SNSの利用が前提のグループワークは可能な限り代替措置を考慮してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:大学側で具体的な配慮内容を記した依頼文を作成し、学生が授業前に教員に直接手渡した
指導教員が、理解が進まない授業担当教員に具体的な症状を伝えながら、配慮を依頼した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:授業担当教員が実行するには難しい配慮内容があった。
指導教員や大学が、学生の要望に沿うよう検討を重ねたことに対して納得してくれた。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.2181(発達障害の重複) 出願書類拡大、試験時間延長、残り時間文書伝達

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000~9,999人

対象学生

学科(専攻):理学、年次:記入なし、障害種:発達障害(発達障害の重複)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 入試担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

受験・入学

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 入試担当部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・特にフォローアップは行っていない

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:試験室入り口までの付き添い者の同伴

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:受験票により本人確認し、試験場本部員が受験者とその付き添い者を控室まで案内した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:実施後、クレーム等なかったため。

申し出内容2:試験時間の延長（1.5倍）

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:試験（口頭試問を含む面接）の時間を通常の1.5倍に延長した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:実施後、クレーム等なかったため。

申し出内容3:受験者が本学指定の様式によって作成する出願書類の拡大使用

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:拡大倍率141%（A4→A3）での使用を許可した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:実施後、クレーム等なかったため。

申し出内容4:注意事項等の文書による伝達

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:注意事項を記載した用紙を準備し、控室での口頭説明に変えて配布した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:実施後、クレーム等なかったため。

申し出内容5: 定規の持参使用

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

合意形成できたと考える根拠: その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容: 控室・面接室で文書を読むための色付き定規の持参使用を認めた

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 実施後、クレーム等なかったため。

申し出内容6: 残りの試験時間の文書による伝達

配慮の不提供を決定した

不提供の理由: 障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため

不提供の経緯、具体的理由: 試験時間は公表しておらず、目安として当日受験者に伝えるものであり、残りの時間をお知らせすることはできないため。

配慮内容決定時での合意形成: できた

合意形成できたと考える根拠: その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容: 記入なし

事後評価: ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細: 実施後、クレーム等なかったため。

申し出内容7: 個室の控室、個人面接の実施

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

合意形成できたと考える根拠: その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容: 個室の控室を用意した。
(面接はもともと個人面接)

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 実施後、クレーム等なかったため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て: なかった

その後の経過、課題等

上記の配慮を実施して受験されたが、残念ながら不合格となり入学はなかった。

事例No.2185(発達障害の重複) 課題テーマの具体化、見本・テンプレートの提示

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

公立短大、学校規模:500~999人

対象学生

学科(専攻):芸術、年次:1、障害種:発達障害(発達障害の重複)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者) 保健管理部門

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教育部門 保健管理部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

・当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:課題のテーマを具体的に示してほしい。レポートは、見本やテンプレートがあると進めやすい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=教員と情報共有を行うが、抽象的な課題のテーマを読み解き身近な問題として具体化することや、オリジナルな視点で掘り下げてみることで課題の意図である場合もあるため、科目、課題の内容によっては希望に添えないこともあると伝えた。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:教員と相談のうえ、できる限り課題の具体的な指示やヒントを与えてもらうようにした。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:とても自立心が強く明るく社交的な学生で、あまり他人の前で弱さを見せないが、保護者からは「課題で躓いているようだ」という連絡を受けた。また、「とても楽しい」と言って受講している科目であっても結果的に毎回の授業後のミニレポートの多くを提出できていなかったりした。科目担当教員の多くが非常に理解を示し協力的であったにもかかわらず、単位修得に至らなかった科目が複数ある。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

本人はなかなか自分から教職員等へ助けを求めることはなく、保護者から「困っているようだ」という連絡を受ける。自立したいという本人の希望もありそうなので、あまり立ち入ることができない。

事例紹介 精神障害

○気分障害

事例 No.1991(気分障害) 教員とのメールのやりとりに齟齬があり不服申し立て ……………48

○神経症性障害等

事例 No.1975(神経症性障害等) 対人不安があり対面授業のオンライン受講を希望 ……………50

○他の精神障害

事例 No.2060(他の精神障害) 配慮が不十分で単位が取得できなかったと申し立て……………51

事例 No.2165(他の精神障害) グループワークや発言への評価の代替、欠席配慮等 ……………53

事例 No.2203(他の精神障害) 保護者から単位取得できなかった科目の再試験依頼 ……………55

事例No.1991(気分障害) 教員とのメールのやりとりに齟齬があり不服申し立て

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

公立大学、学校規模:2,000~4,999人

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学を除く)、年次:4、障害種:精神障害(気分障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった 当該学生は参加せず、決定後に通知した

配慮申請を受け、関係部署や担当教員と協議し、当該学生が体調不良があったり集団への対応が難しいこと等から、オンラインでの受講配慮は妥当と判断。授業はハイブリッドで行なわれており、授業によっては対面の日とリモートの日があるものもあったが、基本的には対面の日もリモートで受講できるよう配慮した。リモートが難しいものについては、課題提出で代替した。

- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:リモートによる受講許可。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:申し出の通りの配慮を実施した。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:すべての授業に参加が叶った、単位を取得することができた

申し出内容2:疾患による体調不良のため起こった欠席をレポート課題などにより代替してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:申し出の通りの配慮を実施した。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:単位を取得することができた

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:教育部門（学部・学科、担当教員等）

申し立て内容:科目担当教員と学生のメールを通じたやり取りの中で、課題の対象範囲についての双方の理解に齟齬があった。想定を超えた課題が提出され驚いた教員の反応に、課題の提出を断られたと感じた学生が強い不満を抱えた。

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門（学部、担当教員等） 保健管理部門 学生相談部門

申し立てへの対応内容:学生生活支援担当部署が、学生と当該教員のやりとりを仲介した。

学生生活支援担当部署より当該教員に説明を行い配慮支援の実施について確認を行った。

代替課題の作成や提出期限の設定などについて教員と教務担当部署が調整を行った。

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容:断られたと感じ憤慨していたが、関係部署の仲介を経て支援が開始された後は真面目に課題等に取り組んだ。

その後の経過、課題等

提供された課題をすべてこなし、単位を取得することができた。

支援終了後は満足し、晴れやかな様子が見られたが、その後も気分の波が不安定になる様子がしばしば見られた。

現在は卒業し、地元で治療継続しながら就職を目指している。

事例No.1975(神経症性障害等) 対人不安があり対面授業のオンライン受講を希望

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):工学、年次:3、障害種:精神障害(神経症性障害等)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 学生相談部門
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施なし
- ・検討協議に参加した部署(者):教務担当部署 教育部門 学生相談部門 母親
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:人に対する不安が大きいため、他学生がいると不安状態となるため、対面授業をオンライン授業としてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:オンライン授業を希望したのは卒業論文指導教員の授業。指導教員が配慮願いを了承し、対面が基本のゼミ授業等をオンラインで実施。指導方法は、教育支援システムを利用し、メールのやり取りで実施した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:本人の症状が改善されず、オンライン授業にはできる範囲で取り組めたが、単位の認定とならなかった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.2060(他の精神障害) 配慮が不十分で単位が取得できなかったと申し立て

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:1,000~1,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:4、障害種:精神障害(他の精神障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者) 教務担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施なし

教務担当部署

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった 当該学生は参加せず、決定後に通知した

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:代替課題を提供してほしい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:授業担当教員が、討論や発表等をレポートや試験に変更して評価を行った。

事後評価:ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細:大学の配慮が不十分であるとの申し立てがあったため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:教務担当部署

申し立て内容:感染症対策のため、遠隔授業になる等の急な変化になじむことができなかったが、大学からは大丈夫かどうかの確認がなかった。遠隔授業に関して、大学の配慮が不十分であったため、単位が修得できなかった。

申し立てへの対応に関わった部署: 教務担当部署

申し立てへの対応手順:教務担当部署にて、本人との面談を行った。

申し立てへの対応内容:社会不安障害、場面緘黙症があり、注目される場面で話すことができない、大人数の場面が苦手等の困難があることを考慮し、遠隔授業を受講させるにあたり、配慮する事項（顔出しをしたくないとのことだったのでカメラOFFの許可、対面の場合よりも直接対話が困難ということで通常は許可していないチャット機能の使用の許可）を追加した。

学生の反応の具体的内容:納得して、その後修学を続け、卒業した。

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.2165(他の精神障害) グループワークや発言への評価の代替、欠席配慮等

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000~4,999人

対象学生

学科(専攻):家政、年次:1、障害種:精神障害(他の精神障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:授業の入退室について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:授業中に体調不良となり教室から退出するときには、教員の許可を得ずに、本人自ら退室できるように対応。体調が回復したときには、本人が許可を得ずに入室できるように対応。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容2:座席の優先指定について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:必要に応じて、授業の座席を退出しやすい席に優先指定を行うことで対応。困難な場合は、当該学生と相談して決定する方法で対応。場合によっては、指定座席であることを示すための座席指定カードを、机の上に貼る方法で対応。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容3:発表・発言等を避ける

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:当該学生が原稿や資料等を読み上げることを避けたり、発言を求めると避けたりすることで対応。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容4:グループワーク・発言が評価に係る授業での代替え措置

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:グループワーク・発言が評価に係る授業では、当該学生からの相談を受けた上で、代替方法などで対応する方法で対応。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

申し出内容5:合理的配慮の事由による欠席の配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:当該学生が合理的配慮の事由により欠席した場合、本学の教務規定に基づいて配慮を行った。また、欠席の場合、提出課題の期限や内容、授業の準備物などの重要事項を伝達する際には、口頭での伝達を避け、文書（ポータルシステム、メール、配付物等）で可視化して伝達した。さらに、当該学生が希望する伝達方法として、ポータルシステムからの伝達を優先するように可能な限り配慮を行った。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:合理的配慮実施後に回答を求めたアンケートの満足度から。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.2203(他の精神障害) 保護者から単位取得できなかった科目の再試験依頼

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立高専、学校規模:1,000~1,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:2、障害種:精神障害(他の精神障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:記入なし
- ・申し出を受けた部署(者) 教育部門(学部・学科、担当教員等)
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:・課題の提出期限の延長を認めて欲しい。

・課題を出せていない教科の提出物、課題内容などを本人と保護者に伝えてほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=・オンデマンド授業で実施される科目の課題(授業毎に出される課題,レポートなど)提出期限を延長する。

- ・課題の提出状況等を本人と保護者に連絡する。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施。
- ・家庭での学習の方法について、アドバイスをする。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:・困っていることを何でも相談できるように、担任教員が電話にて頻繁に連絡をとった。担任教員は各科目の現状(単位取得・課題締切日・課題の進捗状況など)を把握し、本人や保護者と共有した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:担任教員やカウンセラーとの会話による。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:教育部門（学部・学科、担当教員等）

申し立て内容:・申し立ては当該学生の保護者によるものである。「うちの子はオンデマンド授業の修学支援対象なので、今までの学期で単位取得できなかった科目の再試験を実施し、単位取得の機会を与えて欲しい」

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署 教育部門（学部、担当教員等）

申し立てへの対応手順:・担任教員、学科長、修学支援室長が、該当学生本人からの申し立てではないことを確認した。

・成績評価が試験のみの評価ではないことを確認した。

申し立てへの対応内容:・他の学生との比較において機会が同等ではないので、不提供とした。

・支援内容を改めて説明し「科目担当教員に再試験の機会をお願いするのは構わないが、当該学生だけに実施するのは不平等なのでできない。単位未修得の学生全てに対して実施する対応をとるかどうかは科目担当教員の判断に委ねることになる」という事実を保護者に伝えた。

・オンデマンド授業修学支援の対象学生は数十名おり、かつ、他の学生も自宅にて一人でオンデマンド授業及びオンデマンド試験を受けることに慣れていない。

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容:・そもそも学生本人における意思表示による申し立てではない。

・学生自身は、あらかじめ合意した支援内容で満足している。

その後の経過、課題等

支援を続けるうちに、学生は少しずつではあるが学業への意欲を取り戻し、課題に取り組むようになった。全てではないが単位取得を果たし、3年生に進級することができた。

・保護者に対して、配慮には学生本人の意志確認や意思の尊重が必要であることについて理解してもらい働きかけが不十分であった。保護者対応についてはカウンセラーとの役割分担を検討している。

事例紹介 その他の障害

事例 No.1965PC モニタを長時間見ることに負担、課題の手書き提出を希望58

事例No.1965 PCモニタを長時間見ることに負担、課題の手書き提出を希望

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:3、障害種:その他の障害(両眼眼精疲労、両眼調整衰弱)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者) 学生相談部門
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者): 教務担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:レポート課題について、パソコンでの作成でなく手書きでの作成を希望。パソコン作成と比べ時間がかかるため、課題提出締め切りの延期を要望した。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:オンライン授業になり課題の多くがPCを使うものが多く、データ提出の課題も紙で下書きしてモニタを見る時間を減らすよう工夫。画面を長時間見る授業については、教員が、資料・教材等をプリントアウトできるようPDF化して送付し対応した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:授業については配慮の申し出があったが、学外実習については配慮の申し出がなく、本人が実習先に伝えることもなかったため、実習についていけなくなった。実習は中止となり、履修取りやめの事態が発生した。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例紹介 相談機関の事例

○肢体不自由

事例 No.102(上下肢機能障害)授業中のトイレ介助を大学が提供できないと相談……………62

事例No.102(上下肢機能障害) 授業中のトイレ介助を大学が提供できないと相談

事例が起きた時期

令和2年度

発生時期:入学後

当該学生の属性

学科(専攻):その他 年次:1

障害種:肢体不自由(上下肢機能障害)

相談者

保護者

相談内容

通学支援、学生生活における生活介助等について

機関の対応

居住地の市を紹介した

当該学生の障害理解、意思表示等に関して支援した

大学での授業時間中のトイレ介助について、大学は授業時間中はトイレ介助ができないとし、公的支援も授業中の支援には携われないとのことだった。そこで、市の担当者に繋ぎ、居住区のケースワーカーが対応して、大学と連携して検討対応を行うとの回答を得て、その旨相談者に報告した。

その後の経過、課題等

記載なし

協力者会議

独立行政法人日本学生支援機構は、『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』を作成・構築するにあたり、必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議を設置しました。

『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』

協力者会議設置要項

平成28年4月13日

理事裁定

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』(以下「事例集」という。)を作成・構築するにあたり必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議(以下「会議」という。)の設置に関して、必要な事項を定める。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1)事例集に関する事例の収集方法について
- (2)事例集に関する関係機関へのヒアリングについて
- (3)事例集に関する事例の随時の情報提供の受付方法について
- (4)事例集のデータベース仕様について
- (5)その他必要な事項

(会議の組織及び協力者の委嘱)

第3条 会議は、5名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

(会議の運営)

第4条 会議に必要な応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は, 学生生活部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか, 会議の運営に関し必要な事項は, 別に定める。

附則

この要項は, 平成 28 年4月 13 日から施行する。

協力者

(五十音順・敬称略)

川島 聡 岡山理科大学経営学部経営学科 准教授

佐々木銀河 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター 准教授

柴田 邦臣 津田塾大学インクルーシブ教育支援室ディレクター/准教授

中島亜紀子 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター支援研究部 助教

村田 淳 京都大学学生総合支援センター准教授/障害学生支援ルームチーフコーディネーター

索引(支援の場面別)

○受験・入学

[肢体不自由]

事例 No.2250(他の機能障害) 別室受験、車椅子利用、専用機の持込、付添同伴等 …… 12

[病弱・虚弱]

事例 No.2244(内部障害等) 学校が提供したタブレット用アプリが希望と違った …… 18

[発達障害]

事例 No.2181(発達障害の重複) 出願書類拡大、試験時間延長、残り時間文書伝達 …… 43

○授業・研究指導

[聴覚・言語障害]

事例 No.2004(難聴) 卒業研究の評価方法に関する配慮、対応が遅いと申し立て …… 8

事例 No.2068(難聴) 授業のパソコンテイクに経験値の高いテイカーの配置を希望 …… 10

[肢体不自由]

事例 No.2250(他の機能障害) 別室受験、車椅子利用、専用機の持込、付添同伴等 …… 12

[病弱・虚弱]

事例 No.2160(内部障害等) 感覚過敏、ノートの筆記への配慮、障害特性への理解 …… 16

事例 No.2244(内部障害等) 学校が提供したタブレット用アプリが希望と違った …… 18

[重複]

事例 No.2019 対面授業を遠隔受講して単位取得できるようにしてほしい …… 24

事例 No.2161 座席の指定、重要事項文書伝達、授業内容の情報保障、欠席配慮等 …… 26

[発達障害]

事例 No.2064(ADHD) 授業の録音・録画、ノートテイクログの提供を教員が不許可 …… 30

事例 No.2127(ADHD) 障害があることをクラスメートに知られずに配慮を受けたい …… 32

事例 No.2178(ADHD) 確実な情報伝達がなく試験を受験できなかったと申し立て …… 34

事例 No.2067(ASD) オンライン授業配慮が提供されない状況が改善されていない …… 36

事例 No.2084(ASD) 配慮(授業、課題変更の事前連絡)が一部提供されなかった …… 39

事例 No.2131(発達障害の重複) 配慮への理解が進まない授業担当教員への対応 …… 41

事例 No.2185(発達障害の重複) 課題テーマの具体化、見本・テンプレートの提示 …… 46

[精神障害]

事例 No.1991(気分障害) 教員とのメールのやりとりに齟齬があり不服申し立て …… 48

事例 No.1975(神経症性障害等) 対人不安があり対面授業のオンライン受講を希望 …… 50

事例 No.2060(他の精神障害) 配慮が不十分で単位が取得できなかったと申し立て …… 51

事例 No.2165(他の精神障害) グループワークや発言への評価の代替、欠席配慮等 …… 53

事例 No.2203(他の精神障害) 保護者から単位取得できなかった科目の再試験依頼 ……………	55
〔その他の障害〕	
事例 No.1965PC モニタを長時間見ることに負担、課題の手書き提出を希望 ……………	58
○実習、フィールドワーク等	
〔肢体不自由〕	
事例 No.2250(他の機能障害) 別室受験、車椅子利用、専用機の持込、付添同伴等 ……………	12
〔病弱・虚弱〕	
事例 No.2244(内部障害等) 学校が提供したタブレット用アプリが希望と違った……………	18
〔その他の障害〕	
事例 No.1965PC モニタを長時間見ることに負担、課題の手書き提出を希望 ……………	58
○式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加	
〔聴覚・言語障害〕	
事例 No.2068(難聴) 授業のパソコンテイクに経験値の高いテイカーの配置を希望 ……………	10
〔肢体不自由〕	
事例 No.2250(他の機能障害) 別室受験、車椅子利用、専用機の持込、付添同伴等 ……………	12
○学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供	
〔視覚障害〕	
事例 No.2155(弱視) 勉強するための個室を用意し、個室の鍵は終日貸してほしい……………	4
〔病弱・虚弱〕	
事例 No.2244(内部障害等) 学校が提供したタブレット用アプリが希望と違った……………	18
○試験の評価、単位取得、卒業要件等	
〔聴覚・言語障害〕	
事例 No.2004(難聴) 卒業研究の評価方法に関する配慮、対応が遅いと申し立て……………	8
〔肢体不自由〕	
事例 No.2250(他の機能障害) 別室受験、車椅子利用、専用機の持込、付添同伴等 ……………	12
〔病弱・虚弱〕	
事例 No.2244(内部障害等) 学校が提供したタブレット用アプリが希望と違った……………	18
〔重複〕	
事例 No.2000 試験のレポート代替が本質的変更にあたるという理由を知りたい……………	22
事例 No.2161 座席の指定、重要事項文書伝達、授業内容の情報保障、欠席配慮等……………	26
〔発達障害〕	
事例 No.2178(ADHD) 確実な情報伝達がなく試験を受験できなかったと申し立て……………	34

事例 No.2067(ASD) オンライン授業配慮が提供されない状況が改善されていない	36
事例 No.2185(発達障害の重複) 課題テーマの具体化、見本・テンプレートの提示	46
[精神障害]	
事例 No.1991(気分障害) 教員とのメールのやりとりに齟齬があり不服申し立て	48
事例 No.2203(他の精神障害) 保護者から単位取得できなかった科目の再試験依頼	55
○キャリア教育、就職活動	
[肢体不自由]	
事例 No.2250(他の機能障害) 別室受験、車椅子利用、専用機の持込、付添同伴等	12
○その他	
[肢体不自由]	
事例 No.2250(他の機能障害) 別室受験、車椅子利用、専用機の持込、付添同伴等	12
[重複]	
事例 No.2000 試験のレポート代替が本質的変更にあたるという理由を知りたい	22

「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する
紛争の防止・解決等事例集
令和3年度収集事例

令和4年3月

独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部障害学生支援課

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

電話:03-5520-6176 FAX:03-5520-6051

E-Mail:shienka02@jasso.go.jp